

令和2年度 事業計画について

1、基本方針

栗原市シルバー人材センターは、『自主・自立、共働・共助』の基本理念のもと、高齢者の豊富な経験・技術・知識等を活かして『福祉の受け手から、社会の担い手』として健康と生きがいを求め、公共の福祉に貢献・地域社会づくりへの寄与を目的に事業推進して参りました。

我が国は、急激に少子高齢化が進展し労働力人口の大幅な減少が見込まれております。平成28年6月に閣議決定された『ニッポン一億総活躍プラン』においてシルバー人材センターを通じた高齢者人材の活用が掲げられセンターに対する期待は一層多きものとなっております。

特に、団塊世代が労働市場から退出しつつある中で、働く意欲のある高齢者が社会の担い手として活躍することが求められており、高齢者の多様な社会参加の受け皿として、ますますシルバー人材センターに期待が寄せられております。

このような状況の中で、全国シルバー連合本部は、「第2次会員100万人達成計画」(計画期間は：平成30年度から令和6年度)に基づく目標会員数の達成を目指して会員拡大に取り組んでおり、30年度実績では、全国において半数のセンターが会員増加センターとなっております。

当センターにおいても、前年度を上回る実績になりましたが、最終目標は650名とより高い目標を持っておりますので、事業運営を維持するためには、会員数を確保するよう努力しなければなりません。

国の「適正就業ガイドライン」が示され、平成29年度から本格的に派遣事業を推進いたしました。労働安全衛生法に基づく産業医の配置及び労働安全衛生委員会の開催、次には、働き方改革法案の成立に伴い、有給休暇の義務化の開始、更には、同一労働同一賃金の実施等、派遣事業主として法制度を厳守しながら就業を推進して参ります。

派遣事業の取り組みにより、国の補助体系として『高齢者活用・現役世代雇用サポート事業』の補助金及び栗原市の補助金の支援を得て、事業の拡大を図り実施してまいります。

国の補助体系の変革と社会構造の変化をしっかりと見極めながら対応し、着実な事業推進を図っていくことが、将来のシルバー人材センターの安定的な事業の推進に繋がるものでありますので会員皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2、重点事項

- (1) 会員の拡大と普及啓発事業
- (2) 就業機会の拡充・強化
- (3) 安全・適正就業の推進
- (4) 派遣事業の推進
- (5) 健全な財政運営と運営基盤の強化
- (6) 技術支援の講習会

3、具体的な事業実施

(1) 会員の拡大と普及啓発事業

会員の加入状況は、第2次・シルバー人材センター事業活性化計画書による当年度における会員数の目標は595名であります。3月現在の会員数は550名であることから、目標値を低く抑えざるを得ず24名の増加(全国のアップ率が4.4%)で574名を目標といたします。

国の補助金において割増加算金制度により増加会員数や女性会員数の前年度比に対して増加した場合、国庫補助金の割増金が交付されるようになりました。これらの制度で、割増し補助金が受けられるよう会員の拡大を目指します。

会員の拡大により、地域社会のニーズを踏まえ積極的な就業により、当センターが、地域住民の期待に応えることができるよう事業推進して参ります。

ア、会員拡大推進委員会にて活動計画を明確化し、会員の拡大と普及啓発を刷新する。

イ、会員拡大と普及啓発の方法について

- ・新聞折り込みのチラシの発行、シルバーだより等にて募集を実施する。
- ・ホームページを活用して『入会説明会』の広報活動の推進を図る。
- ・会員による新規会員の勧誘運動(一人一会員の勧誘)が最も有効なので積極的に推進を図って参ります。

ウ、現在、女性会員数は全体の約25%で、シルバー事業を活性化するために女性会員の拡大が重要であります。

女性部・世話人会議が設立されたので、女性の就業拡大と事業拡大を図って参ります。

エ、女性会員等の拡大に繋がる夫婦会員の場合、会費を安くする規程の改正。

オ、入会会員の承認を理事会承認から、理事長承認により迅速な就業を進める為定款の変更を実施します。

カ、普及啓発の促進として、各地区においてボランティア奉仕活動を実施する。

(10月全国ボランティア月間に合わせて、10地区の活動)

(2)就業機会の拡充・強化

シルバー人材センター事業の自立促進のためには、会員の就業機会の更なる拡大が必要不可欠であり、地域のニーズを的確に把握し、民間企業、福祉施設、一般家庭や公共機関からの就業機会の拡充を推進して参ります。

- ア、就業開拓推進委員会にて、活動計画を明確化し就業機会の拡充強化を推進する。職員はもとより、会員が営業マンとして就業先等で、次の仕事に関する情報をセンターに提供したり、誠意ある丁寧な仕事で大きな信頼を得ることにより受注の増加に繋がられるような就業の推進を図る。
- イ、一般家庭での仕事の引受け等のチラシ(会員募集チラシに併設)による就業拡大の推進。
- ウ、これまでの既存業種の内容分析により繁忙期の解析、女性会員向けの職域拡大、更には、新たな業種や冬場における就業先の確保を図る。
- エ、福祉施設及び事業所等において、請負いが可能な就業拡大を図る。

(3)安全・適正就業の推進

当センターは、宮城県内のシルバー人材センターにおいて事故件数が最も多いセンター、更に、昨年は重篤事故に繋がる重大な事故の発生があり、宮城県シルバー人材センター連合会から指導を受けております。

昨年の事故状況について検証を行った結果、ヘルメットの着用、安全帯の使用、はしごの使用留意及び高所作業の墜落防止措置などの各種の安全対策等を従来にも増して、実施して参ります。

安全で安心なシルバー事業の展開を図ることが重要であり、『安全は全てに優先する』を合言葉に、就業中の重篤事故、傷害事故の撲滅を図るため、安全対策の一層の強化推進を図る。

更には、健康に関する講習会等を開催により安全意識を高める。

1)就業中の事故防止について

- ア、安全就業委員会による、安全・啓発の推進及び安全パトロールによる巡回指導等の実施により安全就業の周知徹底。
- イ、屋外作業による保護具、ヘルメット等の着用徹底。
- ウ、安全就業の『声がけ運動』について、作業開始前のミーティングを行っているが、より徹底するため・・・就業報告書の裏面のチェック項目に沿って、『健康・服装・保護具・周囲の状況・その他』について、『指差し呼称点検』の実施し、より安全就業の徹底を図る。

エ、夏場の熱中症対策の徹底

オ、蜂刺され対策の徹底(ハチ防護ネット・手袋等の着用)

カ、草刈作業での『飛び石飛散防止ネット』の活用と草刈機械等の安全操作講習会の実施

キ、植木剪定作業での『ヘルメット』及び『安全ベルト』の使用の徹底

ク、運転就業者の職業運転者講習の実施及び安全運転マニュアルの遵守

ケ、草刈機械安全操作講習会及び植木剪定安全講習会の実施

2) 安全意識に関することについて

ア、『安全だより』による、季節的な安全への呼びかけ、安全情報等の周知。

イ、『安全就業中(草刈作業中)(植木剪定作業中)のぼり旗』を作業現場に立てて安全意識の徹底と、シルバー事業の普及啓発を図る。

ウ、「安全スローガン」の募集により安全意識及び安全啓蒙を高める。

エ、安全就業講習会及び開催内容の充実を図り安全意識の向上を図る。
(交通安全・健康管理等)

オ、職域班長を安全就業推進員に委嘱し、作業現場での安全就業の徹底を図る。(安全衛生講習会の開催)

カ、無事故チャレンジ運動の実施

キ、健康診断受診の呼びかけと健康審査書等の提出の徹底

ク、安全就業推進大会の開催により安全就業の徹底と、会員の交流を図る。
(健康及び安全講習)

(4) 派遣事業の推進

会員の就業ニーズの変革や女性の活躍推進や人手不足企業への支援を目的として、現役世代が安心して働けるよう下支えとしての取組みを図るとともに、厚生労働省で示した「シルバー人材センターガイドライン」にもとづき、適正就業の推進を図って参ります。

ア、企業等におけるニーズの把握による就業開拓の推進。

イ、派遣事業の就業形態による適正就業の推進。

ウ、安全・衛生委員会の設置(衛生管理者、産業医等の配置)及び委員会の開催と派遣会員への「安全だより」の周知。

エ、派遣会員の安全就業及び労働安全衛生等の研修・講習会等の実施。
(必須講習として、職業運転者講習、交通安全・健康等・・・重複)

オ、運転業務会員へ宮城県シルバーが策定した『運転業務に係る安全就業基準』の周知により、運転事故の撲滅を図って参ります。

カ、週20時間以上の業務拡大は、派遣先の事業要望により宮城県知事の許可により該当事業所と協議を進めながら週28時間までの業務拡大を図って参ります。

キ、派遣事業所として、労働安全衛生法に基づくストレスチェック等の健康保持に係る検査の実施。

(5)健全な財政運営と運営基盤の強化

『第2次・シルバー事業活性化計画書』に基づき、目標到達を目指して健全な財政基盤の確立を図って参ります。

ア、財政状況を分析の上、業務実施方法等の見直しを行い、経費の節減に努め、事業推進により安定的な経営基盤の確立を図る。

イ、国庫補助体系に合わせた事業推進により、財政基盤の強化を図る。
(一般の補助、派遣事業の高齢者活用現役世代雇用サポート事業)

(6)技術支援の講習会

専門的な技術の会員が減少傾向にあるので、当該会員が培った技術、経験、ノウハウ等を経験の浅い会員へ継承育成を図って参ります。

ア、植木剪定安全講習会

イ、草刈機械安全操作講習会

ウ、清掃スタッフ技術講習会

エ、障子・網戸張り講習会

オ、運転就業者の職業運転者講習の義務化(重複・・・専門技術者等の講習)

カ、救急救命講習会